

# 東日本大震災における原子力発電所の事故による 居住困難区域・警戒区域設定指示区域内家屋に係る 代替家屋の固定資産税又は都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

福島市長 千 一

申告者の住所 \_\_\_\_\_

申告者の氏名（名称） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

東日本大震災における原子力発電所の事故による居住困難区域と指定、警戒区域設定指示区域と指示された区域内の家屋（以下「指定・指示区域内家屋」という。）に代わる家屋を取得したので、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

納税義務者	住 所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ .....		
	氏名又は名称	指定・指示区域内家屋の所有者との関係（ ）		
代替家屋	所在地	福島市		
	家屋番号		床面積	m <sup>2</sup>
	共有持分		種類	
	取得年月日	年 月 日	構造	
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
指定・指示区域内家屋の所有者との同居（申告者と指定・指示区域内家屋の所有者が異なる場合）	<input type="checkbox"/> 同居中 <input type="checkbox"/> 同居予定（ 年 月頃）			

指定・指示区域内家屋	所有者の住所				
	所有者の氏名又は名称				
	所在地 (登記簿上の所在地番)	..... (家屋番号： )			
	種類		床面積	m <sup>2</sup>	共有持分

1 「代替家屋」とは、指定・指示区域内家屋に代わる家屋を居住困難区域、警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得された家屋をいう。（原則として指定・指示区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限りません。）

2 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

## ◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域と指定、警戒区域設定指示区域と指示された区域内の家屋（以下「指定・指示区域内家屋」という。）の代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

### 1 特例対象者

- (1) 居住困難区域に指定された区域については平成23年3月11日における、警戒区域設定指示区域についてはその指示が行なわれた日における所有者（以下「指定・指示区域内家屋の所有者」という。）（指定・指示区域内家屋が共有物の場合は、その持分を有する者も含む。）
- (2) 指定・指示区域内家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 指定・指示区域内家屋の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により指定・指示区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人
- (4) 指定・指示区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族  
※ 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

### 2 指定・指示区域内家屋の要件

居住困難区域に指定された区域については平成23年3月11日において、警戒区域設定指示区域についてはその指示が行なわれた日において当該居住困難区域、警戒区域設定指示区域内に所在した家屋をいう。

### 3 特例対象家屋（代替家屋）の要件

指定・指示区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として指定・指示区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り。）

### 4 取得期間

居住困難区域の指定又は警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（当該指定・指示区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得された家屋。

### 5 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税又は都市計画税を指定・指示区域内家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分は2分の1に相当する額が減額され、その後の2年度分は3分の1に相当する額が減額されます。

## ◎ 添付書類

- 1 指定・指示区域内家屋の所在地を記載した書類並びに当該指定・指示区域内家屋を居住困難区域に指定された区域については平成23年3月11日に、警戒区域設定指示区域についてはその指示が行われた日において所有していた旨を証する書類 ⇒ 「不動産登記事項証明書」(写)等
- 2 指定・指示区域内家屋を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」(写)等
- 3 資産（代替家屋）の取得が確認できる書類 ⇒ 「売買契約書」(写)等
- 4 代替家屋の所有者が、指定・指示区域内家屋の所有者の相続人又は指定・指示区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
  - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)
  - (2) 指定・指示区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)「住民票」(写)
  - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」(写)等※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合や指定・指示区域内家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただくことがあります。